

市・県民税等申告相談における本人確認



「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)」の規定により、市・県民税の申告および所得税の確定申告をする際には、成りすましなどの被害を防止するため、申告する方の本人確認「マイナンバー(個人番号)確認と身元確認」を次の書類により行います。

◆「申告する方」本人が来場する場合

本人のマイナンバー(個人番号)確認	本人の身元確認
次のうち、いずれか1点 ①マイナンバーカード(個人番号カード) ②個人番号が記載された住民票の写し や住民票記載事項証明書 ※個人番号(マイナンバー)のメモ書きは不可。上記以外のものでは「個人番号を収集しなかった申告」とします	次のうち、いずれか1点 ①マイナンバーカード(個人番号カード) ②写真入り 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、その他写真入りの証明書類 ③写真なし 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、氏名・生年月日または住所が記載された官公署(勤務先など)発行書類 ※通知カードは、身元確認書類にはなりません

◎「申告する方」が「来場する方」に頼む(代理する)場合は、成りすましなどの被害を防止するため、「申告する方」(頼む方)の本人確認「マイナンバー(個人番号)確認と身元確認」に加えて、来場する方(頼まれる方=代理人)の「身元確認と代理権の確認」を次の書類により行います。

◆「申告する方」が「来場する方」に頼む(代理する)場合

申告する方(頼む方)にかかる書類		来場する方(頼まれる方=代理人)にかかる書類	
本人のマイナンバー(個人番号)確認	本人の身元確認	来場する方(頼まれる方=代理人)の身元確認	代理権の確認
上記の「本人のマイナンバー(個人番号)確認」書類のうち、いずれか1点(写しで可)	上記の「本人の身元確認」書類のうち、いずれか1点(写しで可)	次のいずれか ①写真入り 1点 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、その他写真入りの証明書類 ②写真なし 2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、氏名・生年月日または住所が記載された官公署(勤務先など)発行書類 ※通知カードは、身元確認書類にはなりません	次のうち、いずれか1点 ①法定代理人(親権者、成年後見人など)の場合 戸籍謄本、登記事項証明書など ②任意代理人の場合 委任状 ※①②がない場合 ③本人しか持ちえない書類(マイナンバーカード、運転免許証など本人に対し1つに限り発行されるような書類)の提示または写しの提出 ※同世帯の親族の方が代理する場合でも、代理権の確認書類をご用意ください

※確認書類に不備などがあった場合、申告受け付けまでに時間を要したり、「個人番号を収集しなかった申告」とすることがあります

問 市税務課 ☎43-8192 **FAX** 44-9411

自動車税の納税は口座振替で

口座振替を利用すると、預貯金口座から自動的に納税ができ、大変便利です。口座のある金融機関の窓口へ通帳と届出印をご持参の上、申し込み手続きをお願いします。申し込みは納税義務者ごと(納税通知書に記載されている方ごと)になります。

問 茨城県筑西県税事務所 総務課
☎24-9184 **FAX** 25-0650

指定ごみ袋の引換は期限内に



指定ごみ袋引換券は、取扱店で必ず引換期間内に交換してください。「引換券④」の引換期限は、1月31日(日)です。期限を過ぎると無効となります。ご注意ください。

問 市生活環境課 ☎43-8289 **FAX** 44-7833

入札参加資格審査申請の受け付け実施

市の建設工事、建設コンサルタントなどの委託業務および物品製造などにかかる令和3・4年度の入札参加資格審査申請の定期受け付けを次により実施します。

◆提出書類

【建設工事】

- ①電算入力用紙
- ②一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
- ③経営事項審査結果通知書の写し
※社会保険等加入状況要確認
- ④建設業法第3条第1項の規定による許可証明書の写し
- ⑤営業所一覧表
- ⑥工事経歴書(直前2年間の工事実績)
- ⑦技術者経歴書(技術者名簿など)または各種合格証の写し
- ⑧営業用機械器具調査
- ⑨委任状(支店、営業所などに権限を委任する場合)
- ⑩登記簿謄本(個人の場合は代表者の身分証明書)
- ⑪主要取引金融機関名届出書
- ⑫使用印鑑届
- ⑬印鑑証明書
- ⑭建設業退職金共済事業加入履行証明書
- ⑮直前の納期到来分までの納税証明書の写し
- ⑯直前1年分の財務諸表または決算書
- ⑰特別徴収実施確認書(市内に本店を有する事業者のみ)

【建設コンサルタントなど】

- ①電算入力用紙
- ②一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
- ③登録証明書(登録または許可を得ている業務)
- ④営業所一覧表
- ⑤測量など実績調査(直前2年間の実績)
- ⑥技術者経歴書(技術者名簿など)または各種合格証の写し
- ⑦委任状(支店、営業所等に権限を委任する場合)
- ⑧登記簿謄本(個人の場合は代表者の身分証明書)
- ⑨主要取引金融機関名届出書
- ⑩使用印鑑届
- ⑪印鑑証明書
- ⑫直前の納期到来分までの納税証明書の写し
- ⑬直前1年分の財務諸表または決算書
- ⑭特別徴収実施確認書(市内に本店を有する事業者のみ)

【物品製造など】

- ①電算入力用紙
 - ②一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
 - ③物品納入経歴書(直前2年間の納入実績)
 - ④特約店・代理店認可証明書(特約店または代理店である場合は証明書の写し)
 - ⑤委任状(支店、営業所などに権限を委任する場合)
 - ⑥登記簿謄本(個人の場合は代表者の身分証明書)
 - ⑦主要取引金融機関名届出書
 - ⑧使用印鑑届
 - ⑨印鑑証明書
 - ⑩直前の納期到来分までの納税証明書の写し
 - ⑪直前1年分の財務諸表または決算書
 - ⑫特別徴収実施確認書(市内に本店を有する事業者のみ)
- ※公的機関が発行する書類は、登録申請書の提出日より3カ月以内のものとする

◆申請期間

2月1日(月)～19日(金)

◆宛先

〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地

下妻市役所本庁舎 2階 財政課契約検査係

◆提出方法 A4ファイル左とし

申請内容	ファイルの色
建設工事	ブルー
建設コンサルタントなど	ピンク
物品製造(役務の提供)など	イエロー

※郵送のみ(消印有効)

※表紙に「令和3・4年度入札参加資格審査申請書」および「商号」、背表紙に「商号」を記載してください
※ファイルは留め具が金具でないものを使用してください
※市ホームページにおいて要項および申請書など様式がダウンロードできます

問 申 市財政課 ☎43-2267 **FAX** 43-4214

「市民卓球大会」開催中止

2月に予定していましたが、「市民卓球大会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。ご理解ご協力をお願いします。

問 下妻市卓球協会
☎090-1503-6390(櫻井)
FAX 54-4338

「全国一斉生活保護相談会」開催

茨城青年司法書士協議会では、生活保護に関する相談に電話で応じる「全国一斉生活保護相談会」を実施します。

◆日時 1月24日(日)午前10時～午後4時
◆電話 ☎0120-052-088(通話料無料)
◎予約不要。相談料無料。秘密厳守。

問 茨城青年司法書士協議会
☎029-886-5908(近藤) **FAX** 029-886-5919



特別児童扶養手当 ～障害のあるお子さまのために～

特別児童扶養手当は、精神、知的または身体障害などのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給するものです。手当の受給には、申請手続きが必要です。

- ◆手当の対象となる児童の障害の程度
【特別児童扶養手当1級】
◇身体障害者手帳がおおむね1級または2級(内部障害は例外があります)
◇療育手帳AまたはA
◇精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級
【特別児童扶養手当2級】
◇身体障害者手帳がおおむね3級(内部障害は例外があります)
◇療育手帳がおおむねB
◇精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

◆手当の額(令和2年度)

等級	等級月額(児童1人あたり)
1級	52,500円
2級	34,970円

※手当は認定請求をした日の翌月分から支給されます

- ◆所得による支給制限
児童の父母および扶養義務者の所得により手当の支給停止があります。

- ◆手当を受けるための手続き
手続きの窓口は市役所福祉課(第二庁舎1階)です。必要書類の詳細はお問い合わせください。

- ◆注意事項 次の場合は受給資格がありません
◇児童および父母または養育者が日本に住んでいないとき
◇児童が障害を理由として公的年金を受けることができるとき
◇児童が児童福祉施設(親子入所を除く)に入所しているとき

問 申 市福祉課 ☎43-8352 FAX43-6750

特別障害者手当・障害児福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当は、在宅の重度の心身障害者・障害児の福祉の向上を図ることを目的として支給されるものです。
手当支給には支給要件があります。市役所福祉課までご相談ください。

- 【特別障害者手当】
◆対象者
年齢が20歳以上で、次のいずれかに該当する著しい重度の障害があり、在宅において常時特別の介護を必要とする方
◇身体障害者手帳1級または2級と同程度以上の障害が重複している方
◇身体障害者手帳1級または2級と同程度以上の障害と重度の知的障害が重複している方
◇重度の身体障害や知的障害があり、長期にわたり絶対安静または日常生活能力の評価が極めて重度の方
※身体障害者手帳1級または2級を取得している条件のみでは該当になりません
◆支給制限
所得が基準額以上の方、施設入所中の方、病院に3カ月以上入院している方は支給されません。
◆令和2年度手当支給額および支給月額
月額27,350円を2・5・8・11月に本人名義の口座に振り込みます。

- 【障害児福祉手当】
◆対象児
年齢が20歳未満で、次のいずれかに該当する著しい重度の障害があり、在宅において常時特別の介護を必要とする児童
◇身体障害者手帳1級または2級と同程度の障害がある児童
◇重度の知的障害がある児童
◆支給要件
所得が基準額以上の方、施設入所中の方は支給されません。
◆令和2年度手当支給額および支給月額
月額14,880円を2・5・8・11月に本人名義の口座に振り込みます。

問 申 市福祉課 ☎43-8352 FAX43-6750

皆さまの意見をお聞かせください ～パブリック・コメント～



市では現在、高齢者施策の推進や介護保険事業運営の指針となる「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(計画期間：令和3～5年度)の策定を進めています。このたび、計画策定の参考とするため、計画(素案)を公表し、市民の皆さまのご意見などを求めるパブリック・コメントを実施します。

- ◆計画などの名称
「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)」
◆募集期間 1月15日(金)～2月4日(木)
◆公表場所など
市ホームページ、市役所介護保険課(第二庁舎2階)、市役所くらしの窓口課(千代川庁舎1階)
◆募集対象
◇市内在住、在勤、在学している方
◇市内に事務所、事業所を有する個人および法人その他団体
◆意見の提出方法
郵送・FAX・メール、または市役所介護保険課(第二庁舎2階)へ持参のいずれかの方法で提出してください。書式は、閲覧場所にあるものまたは市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
※電話や口頭でのご意見、住所・氏名などが明記されていないものは受け付け不可

問 市介護保険課
☎45-8122 ☎45-8123 FAX30-0011
✉kaigo@city.shimotsuma.lg.jp

地域活動支援センター煌「出張相談」開催

心の病について相談したい、対人関係で悩んでいる、生活リズムを整えたい、部屋の掃除や洗濯がうまくいかない、福祉サービスについて知りたい、働きたいけど何から始めたらよいかわからない、などお気軽にご相談ください。精神保健福祉士が相談に応じます。ぜひご利用ください。

- ◆相談日 2月4日(木)

- ◆相談時間 午前10時～正午
◇予約時間 ①午前10時 ②午前11時

- ◆相談場所 市役所第二庁舎3階 小会議室

- ◆費用 無料
※予約制です。前日までにご連絡ください



問 申 地域活動支援センター煌(きらめき)
☎0297-30-3071
FAX0297-30-3072

「認知症サポーター養成講座 inイオンモール下妻」開催(要予約)

認知症サポーターとは、何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。
皆さんも認知症を学び、地域の応援者(サポーター)になりませんか。今回は、介護現場での経験豊富な講師による講話も予定しています。ぜひご参加ください。

- ◆日時 2月17日(水)午後1時30分～3時30分
(受付 午後1時～)

- ◆場所 イオンモール下妻 1階 フォレストコート
[堀籠972-1]

- ◆対象 認知症に関心のある方

- ◆定員 30人



- ◆内容
①認知症サポーター養成講座
「認知症ってどんな病気?どう関わったら良い?」など、認知症の基礎知識についてお話しします。
②特別講話「認知症は怖くない」
講師:きらめき介護塾・医療法人大誠会統括介護部長 黒木 勝紀 氏
認知症についてどのようなイメージを持っていますか。講師の介護経験を交えて、認知症の人の気持ちや日常生活の中でできる予防法をお伝えします。
③認知症相談(希望者のみ)
「認知症ともに学ぶ会しもつま」のスタッフが認知症の相談に応じます。

- ◆参加費 無料



- ◆申込方法
下妻市地域包括支援センター(市介護保険課内)に電話でお申し込みください。

◎この講座はしもつま元気ポイント対象事業です。しもつま元気ポイントカードをお持ちの方は当日ご持参ください。

※事前にご自宅で体温を測り、体調のすぐれない方は参加をお控えください
※参加時のマスク着用をお願いします
※市または県内において、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります

問 申 下妻市地域包括支援センター(市介護保険課内)
☎43-8264 FAX30-0011

廃車手続きはお済みですか～軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます～

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度の軽自動車税は課税になります(月割課税はありません)。次のとおり、廃車手続きがされているか、もう一度確認しましょう。

- ◇車両を廃棄処分しただけでは登録は抹消されません。廃車手続きをしてください。
- ◇譲渡した場合も、名義変更の手続きが必要です。手続き漏れの場合、前所有者に課税されます。
- ◇買い替えの際、下取りに出す場合は、販売店などにご確認ください。
- ◇盗難にあった場合は、警察への盗難届のほかに、廃車手続きが必要です。

- ◆廃車手続き先
【下妻ナンバー】
原動機付自転車(125cc以下のバイク)、
小型特殊自動車(農耕作業車など)
- ◇市役所税務課
☎43-2294 FAX 44-9411
- 【つくばナンバー・土浦ナンバー】
軽自動車(二輪126cc～250cc以下のバイク)、
二輪の小型自動車(251cc以上のバイク)
- ◇茨城運輸支局(土浦自動車検査登録事務所)
☎050-5540-2018
- 【つくばナンバー・土浦ナンバー】
軽自動車(三輪、四輪)
- ◇軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所
☎050-381-3106

問 市税務課 ☎43-2294 FAX 44-9411

不要になったスプレー缶、カセットボンベ缶のガス抜きと排出方法

スプレー缶、カセットボンベ缶は中身を必ず使い切った後、風通しの良い屋外で専用工具もしくは代用可能な物を使用し、穴を開けてから「不燃ごみ」として出してください。

誤ったガス抜きの方法や排出が原因によるケガや住宅の火災、収集車の荷室内での火災が発生することがあります。

安全な方法で必ず穴を開けてから排出してください。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

小型特殊自動車を所有している方へナンバー登録はお済みですか

トラクターやコンバインなどの農耕作業用などの小型特殊自動車は道路を走行しない車両でも所有していれば、軽自動車税の課税対象です。申告および納税をする義務があります。

新しく取得または、現在お持ちの農耕作業用などの小型特殊自動車でナンバープレートが付いていないものがある場合は、市役所税務課(本庁舎1階)またはくらしの窓口課(千代川庁舎1階)で申請し、交付を受けてください。

- ◆小型特殊自動車とは
- ◇農耕作業用(乗用装置を有し、最高速度が時速35km未満のもの)
コンバイン、田植え機、スピードスプレイヤー、農耕トラクター、農耕作業用トレーラなど
- ◇その他
フォークリフト、ショベルローダー、ホイールローダー、運搬車など
- ◆申請に必要なもの

事由	必要なもの
販売店から購入	・所有者の印鑑 ・販売証明書 ・届出人の身分証明書
人から譲り受けた	【廃車している場合】 ・所有者の印鑑 ・譲渡証明書(譲渡人の押印がされているもの) ・廃車証明書 ・届出人の身分証明書 【廃車していない場合】 ・新・旧所有者の印鑑 ・譲渡証明書(譲渡人の押印がされているもの) ・ナンバープレート(標識) ・標識交付証明書 ・届出人の身分証明書

問 市税務課 ☎43-2294 FAX 44-9411

ごみ集積所用看板の配布

市では、回収するごみの品目や基本的な注意事項を記載した「家庭ごみ集積所」用の看板を作成しました。つきましては、希望する自治区などへ看板を配布します。事前に集積所の所在地を確認の上、生活環境課窓口(本庁舎2階)へお越してください。

枚数に限りがあります。事前にご連絡ください。

※看板を設置するポールなどはありません
※看板はA4縦サイズです

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

心身に障害のある方へ令和3年2月から郵送による自動車税減免申請の受け付けを開始します

県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障害等級が一定の要件を満たし、障害者の方もしくは障害者の方と生計を一にする方が所有する自動車について、自動車税(種別割・環境性能割)を減免する制度を設けています。

減免申請は、管轄の県税事務所において年間を通じて受け付けしていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、今年度は減免申請の出張窓口を開設せず、代わりに令和3年2月から郵送による受け付けを行います。

- ◆必要な書類
- ①障害者手帳など(コピー不可)
- ②運転者の運転免許証(コピー可・免許証両面)
- ③納税義務者の印鑑(認印可)
- ④自動車の車検証または納税通知書
- ⑤生計を一にすることを示す書類(住民票など)
- ⑥納税義務者の個人番号(マイナンバー)確認書類
- ※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、申請前に管轄の県税事務所へお問い合わせください
- ※新車、中古車新規登録に係る自動車税(環境性能割)の減免は、登録日から30日以内に管轄の土浦県税事務所自動車税分室でお願いします

問 茨城県筑西県税事務所 収税第一課
☎24-9190 FAX 25-0650

就職に関する悩みや不安を話してみませんか

いばらき県西若者サポートステーション(通称サポステ)では、就職に関する無料相談会を行っています。

就職してもすぐに辞めてしまう方、一人で就活すること不安をお持ちの方または働きたいけれどどうしたら良いか分からない方は、まずは相談から始めてみませんか。

- ◆日時 2月4日(木)、18日(木)、3月4日(木)、18日(木)
各日 午前10時～午後0時30分
- ※新型コロナウイルス感染症対策などにより、予定が変更となる場合があります
- ◆場所 ハローワーク下妻内 サポステ専用ブース
- ◆費用 無料
- ◆相談員 いばらき県西若者サポートステーション相談員
- ◆対象者 就職に悩みがある15～49歳の方、その保護者または関係者
- ◆申込方法 前日までにサポステに電話またはメールで予約

問 申 いばらき県西若者サポートステーション
☎54-6012 FAX 54-6013
開所時間 火～土曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日を除く)
✉hola@iw-saposute.org

水道加入分担金を一部減免しています

水道加入促進のために、加入分担金を一部減免しています。この機会にぜひ安心安全な水道に加入をお願いします。

- ◆対象者 ◇新規加入申込者
◇口径変更(増径)申込者



- ◆加入分担金
加入分担金とは、新たに水道に加入する方が支払う負担金のことです。この加入分担金は、水道施設を整備する費用の一部になります。

区分	給水管口径	減免前(税込)	減免後(税込)
新設	13mm	120,000円	115,000円
	20mm	180,000円	170,000円
	25mm	280,000円	270,000円
	30mm	380,000円	370,000円
	40mm	630,000円	620,000円
	50mm	950,000円	940,000円
	75mm	2,050,000円	2,040,000円
増径	100mm	3,600,000円	3,590,000円
	口径増各種		口径変更差額から5,000円減免

※口径変更(増径)とは、既水道加入者が増築、新築などで、給水管の口径を大きくすることをいいます。

納付済みの加入分担金との差額が発生します

※工事費は、加入者の負担となります。直接、市の指定工事業者に工事を依頼してください

◎水道水は、皆さまが安心して使えるよう水道法による水質基準に基づき専門の検査機関で厳しい検査を行っています。井戸水は、雨や家庭・事業所からの排水、農業による有害物質などの周辺環境の影響を受けやすく、汚染される可能性があります。汚染されると、有害な病原菌が混入することもあります。

問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX 44-5312

水道に関する不審な電話や訪問にご注意を

最近、水道設備の点検や水質検査の実施などを理由に訪問をしようとする不審な電話が発生しています。市役所上下水道課では、そのような点検や検査などを業者に依頼していません。

- ◆事例
◇「水道設備の点検を無料で行います」
◇「無料で水質検査を行います」など



◎市役所上下水道課職員や市の委託業者は身分証明書を携帯しています。不審な訪問があった場合には、身分証明書の提示を求めて確認してください。

問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX 44-5312

発行◆下妻市役所〔〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地〕 編集◆秘書課
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX0296-43-4214(代)

HP http://www.city.shimotsuma.lg.jp/

献血にご協力を



献血は最も身近なボランティア。あなたのわずかな時間で救える命があります。

- ◆日時 2月17日(水)午前10時～午後1時
- ◆場所 千代川公民館 1階 ロビー[鬼怒230]
- ※400ml献血を優先します。
- ※献血カードをお持ちの方は献血可能日をお確かめください

問 市保健センター ☎43-1990 FAX44-9744

びよびよ教室は予約制です

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、規模を縮小して実施しています。感染予防のため、定員親子10組、予約制です。2月か3月かどちらかで参加したい月のご予約をしてください。

- ◆日時 2月5日(金)、3月12日(金)
午前10時～11時
(受付 午前10時15分まで)
- ◆場所 市保健センター[本城町三丁目36-1]
- ◆対象 市内在住の概ね生後6か月～就園前の児と家族
- ◆内容 保育士と室内で楽しく遊びます
- ◆参加費 無料
- ◆持ち物 バスタオル
- ◆申込方法 電話予約
◇受付開始 1月18日(月)午前8時30分～
※予約のない方、体調不良、発熱のある方は参加できません
※保護者はマスクをして参加してください
※受付で体調確認をします



問 申 下妻市子育て世代包括支援センターにじいろ(市保健センター内) ☎45-5161 FAX44-9744

男女共同参画「おとう飯」推進事業 パパといっしょにクッキング ～我が家のおとう飯～



お父さんとお子さまが一緒に作った料理「“おとう飯(はん)”＝男性が作る簡単でおいしい料理」の写真を集めます。あなたの家の「おとう飯」をホームページで紹介しよう。

- ◆内容 親子で作った「おとう飯」を市のホームページなどに掲載します。

◆対象 市内在住の小学生とその男性保護者

◆応募期間 1月12日(火)～29日(金)

◆募集定員 10組程度

◆メニュー 自由(1～3品)

◆掲載期間 2月以降

- ◆申込方法 事前に電話またはメールで申し込み後、「おとう飯」ロゴ入りエプロンを配布しますので、次のとおり応募ください。
◇郵送または直接持参 応募用紙(チラシ裏面)に親子と料理を撮影した写真を添えてください。
〒304-8501 下妻市本城町2-22 下妻市役所 市民協働課 宛
◇メール 本文に応募用紙記入事項を記載し、親子と料理を撮影した写真を添付してください。
✉kyodo@city.shimotsuma.lg.jp

※応募者全員に参加賞を贈呈します
※応募用紙は市ホームページからダウンロードできます
※ニックネームなどでの申し込みも可能です

問 申 市民協働課 ☎43-2114 FAX43-4214

未就学児の保護者の方へ ふるさと交流館「リフレこかい」で遊ぼう

多目的ホール無料開放デーを設けました。室内遊具を用意し、お待ちしております。ぜひこの機会にご利用ください。

- ◆開催日 2月1日(月)、4日(木)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、25日(木)
- ◆開催時間 午前9時～正午
- ◆利用規則 原則、保護者1人につきお子さまは2人まで

※ご来場の際は、必ず保護者の方の同伴をお願いします。詳細は、お問い合わせください
※当日は、マスクの着用と入場時の検温にご協力ください
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります

問 ふるさと交流館リフレこかい ☎30-0070 FAX48-6311
休館日：水曜日

市高齢者家族介護支援事業 『家族介護教室』参加者募集



高齢者と介護者の方がいつまでも仲良く心安らかに生活していくために、次のとおり家族介護教室を開催します。介護について一人で悩まず、同じ思いを抱えた介護者同士で交流しませんか。参加費は無料です。ぜひお気軽にご参加ください。

- ◆日時 2月13日(土)午前10時～正午
(受付 午前9時30分～)
- ◆場所 福祉センター シルビア[別府545]
- ◆対象 高齢者を介護されているご家族または介護に関心のある方
- ◆募集定員 20人
- ◆内容 ①健康体操「家にあるものを使って、家でできる体操を行いましょう」
②座談会(介護相談、意見交換など)
- ◆参加費 無料
- ◆申込方法 下妻社協ケアセンターに電話または窓口でお申し込みください。
※定員になり次第締め切り
※当日は検温とマスクの着用をお願いします

申 下妻社協ケアセンター ☎44-6993(染谷)
問 市介護保険課 ☎43-8338 FAX30-0011

芸術文化鑑賞事業 下妻オリジナル動画無料配信

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベント・コンサートが中止になる状況において、今できるかたちで市民の皆さまに音楽を提供する機会として、フルートアンサンブルLYNXによる下妻オリジナル動画を無料配信しています。パソコンや携帯電話などで美しい音色をじっくりとお楽しみください。

- ◆視聴方法
◇携帯電話など 携帯電話などのバーコードリーダーでQRコードを読み取ってアクセスしてください。
- ◇パソコン 市ホームページ下部の芸術文化鑑賞事業からご覧ください。
- ◆配信期間 3月31日(水)まで



QRコード

問 下妻市自治振興公社 ☎43-2118 FAX44-0807



「ときめき婚活 バレンタインパーティー」開催



- ◆日時 2月14日(日)午前11時30分～午後3時
(受付 午前11時～)
- ◆場所 ダイヤモンドホール[筑西市玉戸1053-4]
- ◆対象 県内に居住し、かつ県内に勤務する28～45歳の独身男女
- ◆募集定員 男女各12人
- ◆参加費 男性 6,000円 女性 2,000円
- ◆申込期間 1月15日(金)～2月8日(月)

◆申込方法 電話申し込み ※先着順
※当日はマスクの着用をお願いします
※入場の際に体温測定を実施します

問 申 NPO法人メドウミートクラブ
[筑西市稲野辺568-5]
☎090-3340-4929
☎25-2678 FAX25-2678



ハッピーな出会いと結婚を応援します

「であいば(=いばらき出会いサポートセンター)」の会員制マッチング事業は、希望のお相手をスピーディーに探すことができることで多くの方に利用されています。

「であいば」では、結婚を希望する独身の方や家族の方が抱える悩み相談を無料で行っています。ホームページには婚活パーティーなどの婚活情報が掲載されていますので、ご利用ください。

◆入会登録料 11,000円(税込、3年間有効)

問 申

一般社団法人 いばらき出会いサポートセンター
【水戸センター】

☎029-224-8888 FAX029-224-8921

✉r-line@ibccnet.com

HPhttps://www.ibccnet.com/

◆営業時間

◇火・金・土・日曜日

午前9時30分～午後5時30分

◇水曜日 午前11時～午後7時

※休業日 年末年始、夏休み、祝日

※休み時間 各営業日の午後1時～2時

【県西センター】

☎49-9222 FAX49-9222

◆営業時間

◇火・金・土・日曜日 午前9時30分～午後5時

◇水曜日 午前11時～午後7時

※休業日 年末年始、夏休み、祝日

※休み時間 各営業日の午後1時～2時

不法投棄110番

産業廃棄物の不法投棄・焼却、不適正な土砂の盛土などを見かけたら、情報提供をお願いします。

◎「県不法投棄110番」☎0120-536-380

受付時間(平日)午前8時30分～午後5時15分

(匿名の通報でも対応します)

問

県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

県西県民センター環境・保安課 ☎24-9127

市生活環境課 ☎43-8234 FAX44-7833

◇休日や夜間の場合

110番または下妻警察署 ☎43-0110

ごみ(廃棄物)の野外焼却は禁止

家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やさないでください。

◇「煙や臭いで体調を悪くした」

◇「洗濯物や布団が外に干せない」

◇「火が大きくなって火災になるかと思った」



など野焼きを原因とする苦情がたくさん市に寄せられています。野焼きの煙や臭いは予想以上に遠くまで飛散し、知らないうちに多くの方にご迷惑をかけています。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。(罰則規定：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金)
※例外規定については、お問い合わせください

野焼きをせず、廃棄物の適切な処理にご理解ご協力をお願いします。

◇ドラム缶やブロック積みなど簡易な焼却炉による焼却も禁止されています。

◇法令の基準を満たした焼却炉でも、故障や機能不全の状態で焼却することはできません。

◇家庭から出るごみは市指定のごみ袋に入れ、各地区の集積所に出すか、クリーンポート・きぬへ直接搬入してください。

◇会社や店舗から出るごみは事業系一般廃棄物、または産業廃棄物として処理してください。

◇産業廃棄物は、専門の処理業者に依頼してください。

問

市生活環境課 ☎43-8234 FAX44-7833

休日や夜間の場合

110番または下妻警察署 ☎43-0110

火災の危険がある場合

119番または下妻消防署 ☎43-1551

※匿名の通報でも対応しますが、「行為者」または「行為場所」を明確にお伝えください。あいまいな情報では対応できない場合があります

広報しもつま

『わがやのにんきものコーナー』

掲載希望者募集



◆対象年齢 市内在住の1～3歳のお子さま

◆掲載内容 写真およびメッセージ

◎詳しくは、お問い合わせください。

問

市秘書課 ☎43-2112 FAX43-1960

土砂などを用いて埋め立てる場合は

許可が必要です

土砂などを用いて埋立て・盛土・たい積を行う場合は、「市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の規定を順守する必要があります。

◆許可が必要な埋立て等面積

5,000㎡未満の事業全て

※5,000㎡以上の事業は県へ申請(従来どおり)

◆搬入する土砂など

◇茨城県内から発生した土砂などで一時保管場所(ストックヤード)を経由しないもの

◇「土壌の汚染に係る環境基準(29項目)」に加え水素イオン濃度(pH値)の基準をクリアしたもの

◇「改良土」の禁止

◆罰則の強化

2年以下の懲役または100万円以下の罰金

◆この条例から適用除外される事業

◇他の法令により許可・認可・確認などを受けて行う事業

◇建築基準法の規定による確認を行う事業については、自己用住宅に限る

◇同一敷地内における土砂の移動

◇家庭菜園の管理、駐車場の修繕など

◇その他



◆許可基準

◇申請者の欠格事項に関する基準

◇過積載車両、不正改造車両の禁止

◇その他

◆施工基準順守義務規定の範囲

許可を受ける必要のない事業についても適用

◆一時堆積の制限

◇事業区域の土地の形質の変更を伴わないもの

◇建設業法の許可を受けた建設業者に限る

※本内容は、市ホームページにも掲載しています。

トップページ「くらし・手続き」から「ごみ・リサイクル・環境」と進んでください。

◆土砂等埋立て審査会

◇申請書提出期限 毎月15日、午後5時15分まで

※15日が閉庁日の場合は、14日以前の開庁日

◇審査会開催日 申請月の翌月15日以降

問

市生活環境課

☎43-8234 FAX44-7833

珪藻(けいそう)土製品のごみ収集一時停止

国内で流通する一部の珪藻土製品(バスマットやコースターなど)において、アスベストが含有していると報道がありました。そこで市では、ごみ収集時に対象製品の判別が困難であるため、当面の間、全ての珪藻土製品のごみ収集を一時停止します。収集作業員の健康被害防止に、ご理解とご協力をお願いします。

なお、アスベストの含有が確認された、次の販売店などの製品については、各販売店で回収します。詳しくは、お問い合わせください。

◆大阪府貝塚市 ふるさと納税担当

☎072-433-7055

◆株式会社堀木工所 ☎0120-001-937

◆株式会社カインズ ☎0120-659-337

◆株式会社ニトリHD ☎0120-209-993

問

市生活環境課 ☎43-8289 FAX44-7833

停電事故防止にご協力を

近年、送電線に農業用ビニールなどが付着する事故が多発しています。

風のある日は、農業用ビニールの状態を点検するなど、舞い上がり防止にご協力をお願いします。

農事用ビニールなどが舞い上がり、送電線に付着してしまった場合は、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンターへご連絡ください。

問

東京電力パワーグリッド株式会社

カスタマーセンター

☎0120-995-007 FAX029-254-5094

防災アプリ・放送メールをご活用ください

「下妻市防災アプリ」では、防災行政無線放送内容やさまざまな防災情報を得ることができます。ぜひご利用ください。ガラケーの方は「下妻市防災無線放送メール」をご利用ください。

【防災アプリ】



Android用



iPhone用



ガラケー用

【放送メール】

※火災報は配信できません。西南広域消防本部の「火災情報メール」touroku@seinankasai.jpdata.netに空メールを送信し、指示に従ってご登録ください

問

市消防交通課 ☎43-2119 FAX43-4214